

社会福祉法人ひかりの家 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ひかりの家(以下「当法人」という)定款第9条および第24条の規定に基づき、役員(理事及び監事)及び評議員、第三者委員、評議員選任解任委員等(以下「役員等」とする)の報酬等について定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- 1 役員とは、役員規程第2条のとおりとする。
- 2 専任役員とは、役員のうち役員業務に常勤専任で当たるものをいう。
- 3 役員等とは、役員規程第2条2項のとおりとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 専任役員については、報酬及び退職慰労金を支給する。
 - (2) 職員兼務役員については、「職員給与規程」に準拠し、業務に応じた給与を支給する。
 - (3) 非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合に「役員等の報酬・諸手当および費用弁償に関する規程」のとおり費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次の費用弁償額を超える場合は、「出張研修等旅費規程」に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 専任役員に対する退職手当は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 専任役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 退職慰労金については、役員規程第36条に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規定第28条の規定に準ずる額

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、「役員等の報酬・諸手当および費用の弁償に関する規程」に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、「出張研修等旅費規程」に基づき、旅費(交通費、宿泊料等)を支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 専任役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

- (1) 報酬については、役員規程第32条に定める時期とする。
 - (2) 退職慰労金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後3か月以内に支給する。
- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったとき

には、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第6条 新たに専任役員等に就任した者には、就任承諾書受理日から報酬を支給する。

2 専任役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から祝日、日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、専任役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第7条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第8条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 1 この規定は、令和3年7月1日より施行する。

2 R4/10/1変更 別表第1 専任役員報酬変更

3 R7/6/26変更 第1条

■別表第1 専任役員報酬

	理事長
年俸	6,720,000
月額(年俸 ÷ 12)	560,000